

第2次環境基本計画の改定について

第2次環境基本計画の策定後、国内外及び市域における環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、計画を改定し、先人が残してくれた豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、環境に関する諸問題を計画的に解決していくことを目指します。

1 改定を必要とする理由

- (1) 計画策定の背景としている、地球温暖化対策など、国内及び世界的な状況の変化に合わせ、計画の各記載事項について時点修正が必要である。
- (2) 袖ヶ浦市総合計画後期基本計画の策定年であり、整合を図る必要がある。
- (3) 本計画策定後、新たに制定、策定された再生資源物屋外保管条例及び地球温暖化対策実行計画に関する事項を追加する必要がある。

2 計画期間

2020年度（令和2年度）～2031年度（令和13年度）（12年間）

※変更なし

3 改定の方向性

- ・全体構成の再編
- ・データ等の時点修正
- ・各施策における国内外の動向を踏まえた修正
- ・本市における新たな施策等の反映

4 全体構成の変更

国・県の計画を参考に、昨今の環境を取り巻く状況を鑑みた上で、より広域的な基本目標を上位として再構成する。

基本目標	旧	新
1	豊かな自然と共生するまち	1 地球環境を思いやるまち
2	快適で安全に生活するまち	2 循環型社会を形成するまち
3	地球環境を思いやるまち	3 豊かな自然と共生するまち
4	環境に優しい循環型社会を形成するまち	4 快適で安全に生活するまち
5	市民参加による環境保全活動を推進するまち	5 環境保全活動を推進するまち
他	環境保全のための分野横断的な施策	削除（ほかの基本目標に包含）

5 基本施策の名称変更

変更前	変更後	備考
4－(4) 建設発生土・再生土への対策	2－(4) 建設発生土・再生土・スクラップヤード対策	再生資源物条例の施行
4－(1) <u>3 R活動等による</u> 廃棄物の減量化・資源化	2－(1) 廃棄物の減量化・資源化	3 Rに限らず幅広く減量化・資源化に取り組むため
2－(4) 有害化学物質・ <u>放射性物質</u> への対策	4－(4) 有害化学物質 <u>等</u> への対策	放射性物質への対応の変化に伴い一括表記とする

6 主な取組の追加及び位置づけの変更

基本目標	基本施策	主な取組	追加・変更等
1	(2)	③照明のLED化の推進	変更：基本施策との関連づけを見直し
1	(2)	④省エネルギーにつながる取組の推進	変更：基本施策との関連づけを見直し
1	(2)	⑤家庭や事業所における電気使用量の把握	追加
1	(3)	②公共施設の省エネ化の推進	変更：基本施策との関連づけを見直し
1	(3)	⑥自転車利用の普及拡大	追加
2	(2)	④広域廃棄物処理施設の整備と運用	修正：次期施設稼働
2	(2)	⑤災害廃棄物処理計画の適切な運用	変更：全体構成変更のため
2	(4)	⑤再生資源物の屋外保管事業場への対策	追加：新規施策（条例）
3	(4)	⑦美化活動の実施	追加
4	(2)	①水質環境の監視及び市民への情報提供	追加
4	(2)	②下水道施設の適正管理	修正
4	(4)	④新たな化学物質への対応	追加
5	(4)	④環境に関する多様な人材の把握	変更：全体構成変更のため